

シンポジウム「戦争・核の恐怖から抜け出す平和への道

——日本の果たすべき役割は？」

改憲論のねらいと「なくすな9条」の意義

本 秀紀 (名古屋大学教授・愛知憲法会議事務局長代理)

■改憲論の現状とねらい

自民党「新憲法第一次案」の特徴

改憲のねらいと攻防線

■「平和憲法」の存在意義

前文第2段落 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。 われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。 われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条の原点と現点——「国際公約」としての憲法／「世界の宝」としての憲法
憲法の規範力——憲法を生かすも殺すも市民次第

■憲法をいかすということ

国際的な文脈の中で

「憲法25条+9条」という視点 cf. 二宮厚美『憲法25条+9条の福祉国家』かもがわ出版

[略歴]

1993.4 名古屋大学法学部助手、愛知憲法会議事務局次長

1994.4 名古屋大学法学部助教授

1999.4 名古屋大学大学院法学研究科助教授

2004.1 愛知憲法会議事務局長代理 04.4 名古屋大学大学院法学研究科教授

自民党新憲法草案 条文案(全文)

上段が自民党
更部分を「
現行憲法にて
な」実質的

自民党草案

第1章 天皇

第1条(天皇) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第2条(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条(天皇の権能) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

第4条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第5条(天皇の国事行為) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

第6条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第8条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第2章 安全保障

第9条(安全保障と平和主義) 日本国民は、諸国民の公正と信義に対する信頼に基づき恒久の国際平和を実現するという平和主義の理念を崇高なものとして、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。平和国家としての実績に係る国際的な信頼にこたえるため、この理念を将来にわたり堅持する。

第10条(前項の理念を踏まえ、国際紛争を解決する手段として)は、戦争その他の武力の行使又は武力による威嚇を永久に行わない。

現行憲法

第1章 天皇

第1条(天皇) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づき、これを継承する。

第2条(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条(天皇の権能) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

第4条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第5条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第6条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第8条(天皇の国事行為) 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第2章 戦争の放棄

第9条(日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

①前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第9条の2(自衛軍) 侵略から我が国を防御し、国家の平和及び独立並びに国民の安全を確保するため、自衛軍を保持する。

第9条の3(自衛軍の統制) 自衛軍は、内閣総理大臣の指揮監督に服する。

第10条(日本国民は、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

第11条(日本国民は、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

第12条(国民の責務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

第13条(個人の尊重等) すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下の平等) すべての国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条(公務員の選定等に関する権利) 公務員を選定し、及び罷免することは、国民固有の権利である。

第16条(何人も、損害の救済、公務員の罷免、降免、降止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条(同上)

第12条(同上)

第13条(同上)

第14条(同上)

第15条(同上)

第16条(同上)

第17条(同上)

第18条(同上)

第19条(同上)

兄の新憲法第一次案。下段は現行憲法。変
つておた。自民案は条文番号を便宜的に
変えており、欠番もある。送り仮名の変更
に変わらず、一同上とした条文もある。

4 選挙における投票の秘密は、侵して
はならない。選挙人は、その選択に關し、
公的にも私的にも責任を問われぬ。

第16条 (罰則を有する権利) 何人も、損害
の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規
則の制定、廢止又は改正その他の事項に關
し、平穩に請願を有する権利を有する。

2 請願をした者は、そのためにいかな
る差別待遇も受けない。

第17条 (公務員の不法行為による損害の
賠償を有する権利) 何人も、公務員の不法
行為により損害を受けたときは、法律の定
めることにより、国又は公共団体に、そ
の賠償を求め得る。

第18条 (奴隷的拘束及び苦役からの自由)
何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。
2 何人も、犯罪による奴隷の場合を除
き、その意に反する苦役に服させられな
い。

第19条 (思想及び良心の自由) 思想及び
良心の自由は、侵してはならない。
第20条 (信教の自由) 信教の自由は、何
人に対しても保障する。いかなる宗教団体
も、国から特権を受け、又は政治上の権力
を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式
又は行事に参加することを強制されぬ。
3 国及び公共団体は、社会的儀禮の範
疇内にある場合を除き、宗教教育その他の
宗教的活動をしてはならない。

第21条 (表現の自由) 集会、結社及び言
論、出版その他一切の表現の自由は、何人
に対しても保障する。

2 検閲は、しつはならない。通信の秘
密は、侵してはならない。
第22条 (職業選択等の自由) 何人も、公
益及び公の秩序に反しない限り、居住、移
転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を
離脱する自由を侵されぬ。
第23条 (学問の自由) 学問の自由は、何
人に対しても保障する。

第24条 (婚姻及び家族に関する基本原
則) 婚姻は、両性の合意のみに基いて成
立し、夫婦が同等の権利を有することを基
本として、相互の協力により、維持されな
なければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居
の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関する
その他の事項に關しては、法律は、個人の
尊厳と同性的の本質の平等に立脚して、制定
されなければならない。

第25条 (生存権等) すべて国民は、健康
で文化的な最低限度の生活を営む権利を有
する。

2 国は、国民生活のあらゆる側面に
いて、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の
向上及び増進に努めなければならない。

第26条 (教育に関する権利及び義務) すべて
国民は、法律の定めるところにより、そ
の能力に応じて、ひとしく教育を受ける
権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところ
により、その保護する中に普通教育を受け
つゝその義務を負ふ。義務教育は、無償す
る。
第27条 (勤労に関する権利等) すべて国民
は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労

第17条 何人も、公務員の
不法行為により、損害を受け
たときは、法律の定めるところ
により、国又は公共団体に
、その賠償を求め得ることが
できる。

第18条 何人も、いかなる
奴隷的拘束も受けない。又、
犯罪に因る処罰の場合を除い
ては、その意に反する苦役に
服させられない。

第19条 思想及び良心の自
由は、これを侵してはならな
い。

第20条 (信教の自由) 何
人に対してもこれを保障す
る。いかなる宗教団体も、国
から特権を受け、又は政治上
の権力を行使してはならな
い。

② (同上)
③ 国及びその機関は、宗教
教育その他いかなる宗教的活
動もしてはならない。

第21条 (集会、結社及び言
論、出版その他一切の表現の
自由) これを保障する。

② 検閲は、これを侵してはな
らぬ。通信の秘密は、これ
を侵してはならない。

第22条 (何人も、公共の福
祉に反しない限り、居住、移
転及び職業選択の自由を有す
る。

② (同上)
第23条 学問の自由は、こ
れを保障する。

第24条 (同上)
第25条 (同上)

② 国は、すべての生活部面
に於いて、社会福祉、社会保
障及び公衆衛生の向上及び増
進に努めなければならない。

第26条 (同上)
② すべて国民は、法律の定
めることにより、その保護
する子女に普通教育を受けさせ
る義務を負ふ。義務教育
は、これを無償とする。

第27条 (同上)
② 賃金、就業時間、休息そ
の他の勤労条件に関する基準
は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使して
はならない。

第28条 (勤労者の団結する
権利及び団体交渉その他の団
体行動をする権利) これを
保障する。
第29条 (財産権) 財産権は、これを
侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の
福祉に適合するやうに、法律
でこれを定める。
③ 私有財産は、正当な補償
の下で、これを公共のために
用ひることができぬ。
第30条 (同上)
第31条 何人も、現行犯と
して逮捕される場合を除いて
は、権限を有する司法官憲が
発し、且つ理由となつてある
犯罪を明示する令状によらな
ければ、逮捕されない。

条件に關する基準は、法律で定める。
3 児童は、酷使してはならない。
第28条 (勤労者の権利) 勤労者の団結す
る権利及び団体交渉その他の団体行動をす
る権利は、保障する。
第29条 (財産権) 財産権は、侵してはな
らぬ。
2 財産権の内容は、公益及び公の秩序
に適合するやうに、法律で定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、公
共のために用ひることができぬ。
第30条 (納税の義務) 国民は、法律の定
めることにより、納税の義務を負ふ。
第31条 (適正手続の保障) 何人も、法律
の定める手続によらなければ、その生命若
しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を
科せられない。

第32条 (裁判を受ける権利) 何人も、裁
判所において裁判を受ける権利を奪われな
い。

第33条 (人身の自由) 何人も、現行犯と
して逮捕される場合を除いては、裁判官が
発し、かつ、理由となつてある犯罪を明示
する令状によらなければ、逮捕されない。

2 何人も、正当な理由なく、かつ、そ
の理由を直ちに告げられることなく、拘留
され、又は拘禁されない。
3 拘留され、又は拘禁された者は、直
ちに弁護人に依頼する権利並びに拘禁の理
由を直ちに本人及びその弁護人の出席する
公開の法廷で示すことを求める権利を有す
る。

第34条 (父)
第35条 (住居等の不可侵) 何人も、正当
な理由に基いて発せられ、かつ、捜索す
る場所及び押収する物を明示する令状によ
らなければ、その住居、書類及び所持品に
ついて、侵入、捜索又は押収を受けない。
ただし、前条第一項の規定により逮捕され
る場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による捜索又は押収
は、裁判官が発する各別の令状によつて行
う。
第36条 (拷問等の禁止) 公務員による拷
問及び殘虐な刑罰は、絶対に禁止する。

第37条 (刑事被告人の権利) すべて刑事
事件においては、被告人は、公平な裁判所
の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2 被告人は、すべての証人に対して審
問する機会を充分に与えられる権利及び公
費で自己のために強制的な手続により証人を
求める権利を有する。

3 被告人は、いかなる場合にも、資格
を有する弁護人を依頼することができる。
被告人が自らこれを依頼することができな
いときは、国でこれを付する。

第38条 (刑事事件における自己) 何人
も、自己に不利な供述を強要されぬ。
2 拷問、脅迫その他の強制的な手続によ
りて、不当に長く拘留され、若しくは拘禁さ
れた後の自由は、証拠とすることができな
い。

3 何人も、自己に不利な唯一の証拠
が本人の自由である場合には、有罪とされ
ない。

第39条 (遡及処罰等の禁止) 何人も、実
行の時に適法であつた行為又は既に無罪と
された行為については、刑事上の責任を問
われない。同一の犯罪については、重ねて
刑事上の責任を問われない。

第40条 (刑事補償を有する権利) 何人
も、拘留され、又は拘禁された後、無罪の
裁判を受けたときは、法律の定めるところ
により、国にその補償を求め得ることができ
ぬ。

第34条 何人も、理由を直
ちに告げられ、且つ、直ちに
弁護人に依頼する権利を有
らなければならない。抑留又は拘禁
されない。又、何人も、正当
な理由がなければ、拘禁され
ず、要求があれば、その理由
は、直ちに本人及びその弁護
人の出席する公開の法廷で示
されなければならない。
第35条 何人も、その住
居、書類及び所持品につ
いて、侵入、捜索及び押収を受
けることのない権利は、第33
条の場合を除いては、正当な
理由に基いて発せられ、且つ
捜索する場所及び押収する物
を明示する令状がなければ、
侵されない。

② 捜索又は押収は、権限を
有する司法官憲が発する各別
の令状により、これを行ふ。
第36条 公務員による拷問
及び殘虐な刑罰は、絶対にこ
れを禁する。
第37条 (同上)

② 刑事被告人は、すべての
証人に対して審問する機会を
充分に与へられ、又、公費で
自己のために強制的な手続によ
りて証人を求める権利を有す
る。

③ 刑事被告人は、いかなる
場合にも、資格を有する弁護
人を依頼することができる。
被告人が自らこれを依頼する
ことができないときは、国で
これを附する。

第38条 (同上)
② 強制的、拷問若しくは脅迫
による自己又は他人の長く抑
留若しくは拘禁された後の自
由は、これを証拠とすること
ができない。

③ 何人も、自己に不利な
唯一の証拠が本人の自由であ
る場合には、有罪とされ、又
は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時
に適法であつた行為又は既に
無罪とされた行為については
、刑事上の責任を問はれない
。又、同一の犯罪について
、重ねて刑事上の責任を問
はれない。

第40条 何人も、抑留又は
拘禁された後、無罪の裁判を
受けたときは、法律の定める
ところにより、国にその補償
を求め得ることができぬ。

第4章 国会

第41条 (国会立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 (両院制) 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。

第43条 (両議院の組織) 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。

第44条 (議員の定数) 法律で定める。

第45条 (議員の任期) 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院解散の場合にはその期間満了前に終了する。

第46条 (参議院議員の任期) 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 (選挙に関する事項) 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

第48条 (両議院議員兼職の禁止) 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

第49条 (議員の歳費) 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条 (議員の不逮捕特権) 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中釈放しなければならぬ。

第51条 (議員の発言及び表決の無答責) 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

第52条 (常会) 国会の常会は、毎年一回召集する。

第53条 (臨時会) 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。この召集の議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 (衆議院の解散、特別会及び参議院の緊急集会) 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

第55条 (衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内、参議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内、国会の特別会を召集しなければならない)。

第56条 (参議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国内に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる)。

第57条 (前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ)。

第58条 (資格争訟の裁判) 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第59条 (両議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない)。

第60条 (両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第61条 (衆議院及び参議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第62条 (弾劾裁判所) 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

第63条 (弾劾に関する事項は、法律で定める)。

第64条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第65条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第66条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第67条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第68条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第69条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第70条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第71条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第72条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第73条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第4章 国会

第41条 (同上)

第42条 (同上)

第43条 (同上)

第44条 (同上)

第45条 (同上)

第46条 (同上)

第47条 (同上)

第48条 (同上)

第49条 (同上)

第50条 (同上)

第51条 (同上)

第52条 (同上)

第53条 (同上)

第54条 (同上)

第55条 (同上)

第56条 (同上)

第57条 (同上)

第58条 (同上)

第59条 (同上)

第60条 (同上)

第61条 (同上)

第62条 (同上)

第63条 (同上)

第64条 (同上)

第65条 (同上)

第66条 (同上)

第67条 (同上)

第68条 (同上)

第69条 (同上)

第70条 (同上)

第71条 (同上)

第72条 (同上)

第73条 (同上)

自民党新憲法草案条文案(右面から続く)

第74条 (衆議及び参議院の公開等) 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

第75条 (衆議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除いては、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない)。

第76条 (出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない)。

第77条 (役員) 議員の選任並びに議院規則及び懲罰) 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

第78条 (両議院は、各々その会議の手続及び内部の規律に関する規則を定め、及び院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる)。

第79条 (出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする)。

第80条 (法律案の議決及び衆議院の優越) 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

第81条 (衆議院で可決し、参議院でこれを異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる)。

第82条 (前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない)。

第83条 (参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる)。

第84条 (予算案は、先に衆議院に提出しなければならない)。

第85条 (予算案については、参議院と異なる議決をした場合、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開くことも意見が一致しないときは、衆議院が、衆議院の可決した予算案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする)。

第86条 (内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一分の二以上の多数で議決したときは、内閣は、その召集を決定しなければならない)。

第87条 (参議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国内に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる)。

第88条 (前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ)。

第89条 (資格争訟の裁判) 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする)。

第90条 (両議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない)。

第91条 (両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第92条 (衆議院及び参議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第93条 (弾劾裁判所) 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける)。

第94条 (弾劾に関する事項は、法律で定める)。

第95条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第96条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第97条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第98条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第99条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第100条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第101条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第102条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第103条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第104条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第105条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第106条 (衆議院及び参議院の議員は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する)。

第64条の2(政党) 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることにかみ、その活動の公明及び公正の確保並びにその健全な発展に努めなければならない。

2 政党の政治活動の自由は、制限してはならない。

第5章 内閣

第65条(内閣(行政権) 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。

第66条(内閣の組織及び国会に対する責任) 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣で組織する。

2 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

第67条(内閣総理大臣の指名) 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。

2 国会は、他のすべての案件に先立って、前項の指名を行わなければならない。

3 衆議院が参議院と異なる指名をした場合、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内、参議院が、指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。

第68条(國務大臣の任免等) 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第69条(内閣の信任と総辞職) 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内、衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条(内閣総理大臣の欠陥等と総辞職) 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条(総辞職後の内閣) 前2条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

第72条(内閣総理大臣の職務) 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般國務及び外交関係について国会に報告する。

第73条(内閣の職務) 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

1 法律を誠実に執行し、國務を整理する。

2 外交関係処理する。

3 条約を締結する。ただし、事前に、時宜に於ては事後で、国会の承認を経なければならない。

4 法律の定める基準に従い、公務員に関する事務を整理する。

5 予算案及び法律案を作成して国会に提出する。

6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定する。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。

7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除

第5章 内閣
行政権は、内閣に属する。

第65条(内閣) 行政権は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

第67条(内閣総理大臣の指名) 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先立って、これを指名する。

2 国会は、他のすべての案件に先立って、前項の指名を行わなければならない。

3 衆議院が参議院と異なる指名をした場合、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内、参議院が、指名をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条(内閣総理大臣) 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

第69条(内閣の信任と衆議院の不信任の決議案) 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内、衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条(内閣総理大臣の欠陥等) 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条(総辞職後の内閣) 前2条の場合には、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第72条(内閣の職務) 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。

1 法律を誠実に執行し、國務を整理する。

2 外交関係処理する。

3 条約を締結する。ただし、事前に、時宜に於ては事後で、国会の承認を経なければならない。

4 法律の定める基準に従い、公務員に関する事務を整理する。

5 予算を作成して国会に提出する。

及び復権を決定すること。

第74条(法律及び政令への署名) 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを要する。

第75条(國務大臣の特権) 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。ただし、訴追の権利は、これにより書されない。

第6章 司法

第76条(裁判所(司法権) すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

4 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条(最高裁判所の規則制定権) 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 裁判の当事者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条(裁判官の身分保障) 裁判官は、心身の故障のために職務を執ることができなくなつたとき、又は公の弾劾により決定された場合を除いては、公の弾劾によりなげられれば罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。

第79条(最高裁判所の裁判官) 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。

2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。

3 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

4 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律をもちつて行う場合であつて、裁判官の職権行使の独立を害するおそれがないときを除き、減額することができない。

第80条(下級裁判所の裁判官) 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることのできる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律をもちつて行う場合であつて、裁判官の職権行使の独立を害するおそれがないときを除き、減額することができない。

第81条(法令審査権と最高裁判所) 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条(裁判の公開) 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行う。

第6章 司法
第76条(司法権) すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

4 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条(最高裁判所の規則制定権) 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 裁判の当事者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条(裁判官の身分保障) 裁判官は、心身の故障のために職務を執ることができなくなつたとき、又は公の弾劾によりなげられれば罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。

第79条(最高裁判所の裁判官) 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。

2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。

3 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

4 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律をもちつて行う場合であつて、裁判官の職権行使の独立を害するおそれがないときを除き、減額することができない。

第80条(下級裁判所の裁判官) 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることのできる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律をもちつて行う場合であつて、裁判官の職権行使の独立を害するおそれがないときを除き、減額することができない。

第81条(法令審査権) 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条(裁判の公開) 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行う。

第83条(裁判の対審及び判決) 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行う。

の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に、対審は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常に公開しなければならない。

第7章 財政

第83条 (財政の基本原則) 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。

2 財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない。

第84条 (租税法律主義) 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。

第85条 (国費の支出及び国の債務負担) 国費を支出し、又は国が債務を負担するときは、国会の議決に基づいてこれを必要とする。

第86条 (予算) 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。

2 当該会計年度開始前に前項の議決がなかつたときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を経るまでの間、必要な支出をすることができ、

3 前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

第87条 (予備費) 予見し難い予算の不足に充てため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができ、

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

第88条 (皇室財産) すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 (公の財産の用途制限) 公金その他の公の財産は、社会的儀礼の範囲内にある場合を除き、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために支出し、又はその利用に供してはならない。

2 公金その他の公の財産は、国若しくは公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 (決算の検査及び国会の承認) 内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎年度会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度に、その検査報告とともに国会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

第91条 (財政状況の報告) 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第91条の2 (地方自治の本旨) 地方自治は、地域における住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として、行われるものとする。

第91条の3 (地方自治体の役割等) 地方自治体は、住民の福祉の増進を図るため、住民の協働を基本として、地域における行政を実施する役割及びそれらに係る責任を

決は、公開法廷でこれを行う。

②裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に、対審は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 (同上)

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 (同上)

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年度会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

担う。

2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う。

3 住民は、その属する地方自治体の運営に参画するよう努めるものとする。

第91条の4 (国及び地方自治体の相互の協力) 国及び地方自治体は、地方自治の本旨に基づき、適切な役割分担を踏まえて、相互に協力しなければならない。

第91条の5 (地方自治体の種類) 地方自治体は、基礎地方自治体及び広域地方自治体とする。

2 地方自治における行政は、基礎地方自治体によることを基本とし、広域地方自治体は、これを補完する役割を担う。

第92条 (地方自治体の組織等) 基礎地方自治体及び広域地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定める。

第93条 (地方自治体の機関及び直接選挙) 地方自治体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方自治体の長、議員及び法律の定めその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。

第94条 (地方自治体の権能) 地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第94条の2 (地方自治体の財務及び財政措置) 地方自治体の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、地方税のほか、当該地方自治体が自主的に使途を定めることができる財産をもってその財源に充てることが基本とする。

2 国は、地方自治体が、地方自治の本旨に従い、その事務を適正に処理すべきことに配慮し、法律の定めるところにより、前項の財源の確保その他必要な財政上の措置を講ずる。

第95条 削除

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票におかす、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

第10章 最高法規

第97条 (基本的人権の意義) この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 (憲法の最高法規性等) この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 (憲法尊重擁護義務) 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

第96条 ①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正については前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

第97-99条 (同上)